

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例（素案）に対する ご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 募集期間

令和7年（2025年）12月5日（金）から令和8年（2026年）1月5日（月）まで

(2) 提出方法

持参、郵送、ファックス及び電子メール

(3) 配布資料

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例（素案）に係るパブリックコメントの実施について

(4) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・札幌市消防局予防部予防課及び各消防署予防課
- ・札幌市公式ホームページ

https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/public_comment_2025.html

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 提出者数	1人
イ ご意見数	4件

(2) 提出方法

電子メール	1人
-------	----

(3) ご意見の内訳（素案の項目に沿って分類）

ア 「簡易サウナ設備の規制改正」に関するご意見	1件
イ 「林野火災予防の規制改正」に関するご意見	3件

3 条例（素案）からの修正点

なし

4 ご意見の概要と札幌市の考え方

パブリックコメントに寄せられたご意見の概要と札幌市の考え方は以下の通りです。なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して「ご意見の概要」欄に示しておりますことをご了承ください。

(1) 「簡易サウナ設備の規制改正」に関するご意見

No.	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	令和7年12月15日に東京の個室サウナ施設において、人命軽視の事故が発生した。従来の安全規制が人命に対する観点が欠落、規則を厳しくし罰則強化を図る。管理者を常駐、資格者は防火管理者、サウナ設備の資格を新規に創設する。安全点検を半年に1回、点検検査報告する。設置時に検査を実施する。毎年1回の消防抜き打ち検査を実施する。罰則強化を図るため火災保険のほか、人的賠償保険1億以上を設定させる。	本改正案は、屋外に設置されるテント型・バーレル型のサウナの防火安全性を確保するため、放熱設備等の位置、構造、管理の基準を整備するもので、ご指摘の一般的なサウナ施設に関しては、今回の改正の対象外となります。 なお、今回の事故については、現在、火災原因等を含めて調査中となっていますので、引き続き火災原因に関する情報や安全対策に関する国の動向を注視しながら、必要な対応を図ってまいります。

(2) 「林野火災予防の規制改正」に関するご意見

No.	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	林野火災注意報新設（努力義務）の「努力義務」を「強制義務」	<p>林野火災注意報及び林野火災警報を新設することにより、火災に関する警報・注意報等が、火災の発生する危険性に応じて細分化され、段階的な発令が可能となります。</p> <p>林野火災注意報発令時における火気の使用制限を区域を指定した「努力義務」とし、より危険性の高い場合に発令される「林野火災警報（指定区域で強制義務）」及び「火災警報（市全域で強制義務）」とは異なる取り扱いとします。これにより、林野火災注意報は、危険性が高まり始めた段階で速やかに発令することが可能となり、結果として、より広範かつ早期に火災の発生危険を周知することができるものと考えております。</p> <p>気象状況がさらに悪化し、火災予防上極めて危険と判断される場合には、直ちに消防法に基づく「林野火災警報」又は「火災警報」へ切り替え、強制力を持って火の使用を制限してまいります。</p>
2	罰則の条例違反者に罰金30万から100万に引上げ。	火災予防条例における火の使用制限は、国の法律である「消防法」第22条に基づいて実施されるものです。同法第44条第18号において、この制限に違反した場合の罰則は「30万円以下の罰金又は拘留」と定められております。
3	注意報を、地震予報と同様に積極的に広報する。乾燥注意報は避難の一歩手前の指示の重要性をTV・ラジオで流す。	頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。なお、乾燥注意報につきましては、消防法第22条の手続きに基づき、火災気象通報（乾燥）という形式で気象庁からの情報を市町村が受信し、報道機関等へ情報提供するとともに、市公式HP等を活用し、住民の皆様へ周知を行っております。